

令和4年3月新規中学校及び高等学校卒業者の 就職に関する「申し合わせ」が決定しました。

～ハローワークでの求人申込みは6月1日から開始します！～

茨城労働局では、新規学校卒業者の就職機会を確保するとともに、地域の状況等を踏まえた就職支援・職業紹介が円滑に推進されるよう、関係者の連携体制を確立し、必要な事項の連絡・検討・協議等を行うことを目的として、令和3年4月27日に「茨城県就職問題検討会議」を開催しました。

令和4年3月新規中学校及び高等学校卒業者の就職問題について協議した結果、早期選考など行き過ぎた求人活動を戒め、更に正常な学校教育の維持と適正な職業紹介の円滑な推進を図るため、下記事項を厳守するよう関係者に周知徹底することを申し合わせました。

		新規中学校卒業者	新規高等学校卒業者
① ハローワーク での求人申込	A：受付開始	令和3年6月1日以降(中学校は受理開始) (ハローワークで内容の確認(※))	
	B：求人提出企業 への返信開始	—	令和3年7月1日以降
② 学校推薦・ 企業選考等	① B の求人票返信後 学校への求人申込	—	令和3年7月1日以降 (ハローワークにおける 求人受付・確認後(※))
	企業による学校訪問	—	ハローワークの確認を受けた求人票 を学校に持参又は郵送する。(訪問 時に必ず学校と連絡調整を図ること。)
	企業による家庭訪問	全面禁止	
	学校の推薦開始	令和4年1月1日以降	令和3年9月5日以降 (文書到達主義)
	企業の選考開始	令和4年1月1日以降	令和3年9月16日以降 9月30日までは、1人1社まで 応募・推薦(紹介)可能 10月1日以降は1人2社まで 応募・推薦(紹介)可能 (ただし、就職面接会においては、 2社以上応募可能)
就業開始 (名目の如何を問わず)		令和4年4月1日以降	卒業後

(※)ハローワークの確認を受けた中卒・高卒用求人票によらない求人申込みに対しては、中学校・高等学校は生徒の推薦を行いません。

詳しくは、ハローワークにお尋ねください。